

訴状内容一部（報道用）

- 1 本件は、2003年5月5日、当時名古屋市立北陵中学校3年生の14歳の女子生徒がいじめによって追い詰められ、心身共に疲れ果て、生きる希望を見失って死を選んでしまった事件である。その両親は、いじめに加わった子どもらの個人的な責任を追及するよりも、子どもが学校生活でいじめに苦しむ悲劇を防ぎ、学校教育の場を真に子どもにとって安全で安心して過ごすことができる場にしてほしいとの思いから、北陵中学校関係者の在学関係（在学契約）に伴う信義則に基づく安全配慮義務の責任を問う訴えを提起した。
- 2 祐美子は遺書のなかで「先生方へ・・・これが自分なりの最大の「いじめ」です。どうかわかって下さい。」と書き、教員らがいじめに苦しむ子どもの気持ちを理解して適切に対応してくれなかったことに対し、いのちをかけて精一杯の抗議をしている。これを知った両親が、いったい北陵中学校で何が起こっていたのかを知りたいと思うのは当然である。
- 3 両親はわが子が死を選ぶに至った経緯の詳細とその問題の原因について真相を究明するために、当然学校側においても調査を尽くし、真相究明に協力してもらえるものと期待し、学校側との話し合いの努力をしたが、結局、学校側から誠実な調査を尽くしたうえでの報告もなかったばかりではなく、調査について嘘の説明まで受け、二重三重に精神的な苦痛を受けた。
- 4 両親は、北陵中学校においては、そもそも子どもの立場に立っていじめ問題を解決するための体制と意識・能力が欠如していることを痛感して、学校におけるいじめ防止の安全配慮義務、とりわけその中核として、学校側の保護者に対する「いじめの調査・報告・説明義務」の責任を問うこととしたものである。
- 5 学校関係者が子ども、保護者らに誠実に耳を傾けつつ問題の把握と原因の解明に努め、適切に子ども、保護者らに報告・説明を履行することによってこそ、学校側と子ども、保護者の信頼に基づく協力関係の形成も可能となり、それによっていじめ問題の解決能力も高くなり、いじめの温床となる環境の改善も促進され得る。  
このように学校におけるいじめ防止のための安全配慮義務として、いじめ問題に関する「調査・報告・説明義務」は極めて重要な意味をもつ。  
しかるに、昭和60年（1985年）全国の小・中学校・高校において子どもたちのいじめによる自殺が相次ぎ、学校生活におけるいじめの広がりや表面化して大きな社会問題となって以来、今日に至るまでいじめ問題は全国の学校に存在し続けている。それにもかかわらず、文科省にも本件も含めていじめ問題の正確な報告はなされず、いじめ問題の実態についてほとんど把握されていない。  
北陵中学校における本件の一連の対応に典型的に現れているような「臭い物に蓋」式の「いじめ隠し」、「ことなかれ主義」の姿勢によって、誠実に子どもたちや保護者の声に耳を傾けて問題を把握し解決しようとしないうことが、今日の学校における深刻ないじめの蔓延の事態をもたらしている。